

## 平成26年度 千葉市防災会議 議事録

1 日 時：平成27年1月20日（火） 午前10時00分～午前10時35分

2 場 所：千葉市役所8階「正庁」

3 出席者：(防災会議会長及び委員) 44名（別表のとおり）  
（事務局）石川危機管理監、那須危機管理課長、石井危機管理課長補佐、  
飯田防災対策課長、白井啓発・訓練担当課長、  
他危機管理課職員5名  
※代理出席21名、欠席者9名、傍聴者0名

### 4 報告事項

(1) 千葉市防災会議「男女共同参画の視点を取り入れる部会」からの報告について

### 5 議 題

(1) 千葉市地域防災計画の修正について

### 6 議事の概要

(1) 千葉市防災会議「男女共同参画の視点を取り入れる部会」からの報告について  
部会長である山下委員より、資料に基づき報告した。

(2) 千葉市地域防災計画の修正について  
事務局から資料に基づき説明の後、原案のとおり承認した。

### 7 会議経過

○事務局（石川危機管理監） 定刻となりましたので、ただ今から千葉市防災会議を開催させていただきます。本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、総務局危機管理監の石川でございます。進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、9名の委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、半数以上の出席が確認できましたので、千葉市防災会議運営要綱第3条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申しあげます。

なお、本来であれば、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介いたすべきところでございますが、恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。

また、本日の会議は千葉市情報公開条例第25条の規定により「公開」としておりますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに千葉市防災会議の会長であります熊谷市長より、ご挨拶を申し上げます。

**○会長（熊谷市長）** 皆様おはようございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年、阪神・淡路大震災から20年の節目の年であり、また、東日本大震災からもうまもなく4年が経過するところでございます。

千葉市においても、沿岸部の液状化の被害について、液状化対策事業を実施するための住民の合意が得られたところであり、そのような中、本日防災会議を開催させていただいております。

また、昨年は千葉市でも記録的な大雪が発生した他、千葉市以外においても火山の噴火なども含めて様々な災害が発生していますので、引き続き想定外というのはないということ肝に命じながら、災害対応力を磨いていきたいと考えております。

皆様方におかれましても、市の防災対策について、特段のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

やはり、防災に関しては、まだまだ市民の関心が高いところですので、自助・共助・公助のネットワークづくりについて、引き続き周知していきたいと考えております。

委員の皆様方の今後1年間のご多幸とご健勝をお祈り申しあげまして、私の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局（石川危機管理監）** 議事に入る前に、本日の会議資料につきまして、確認をさせていただきます。

まず、本日の会議次第、次に本日の出席者名簿、次に防災会議委員及び幹事名簿、次に席次表、それから本日の資料でございますが、資料1のスクリーン投影用資料、次に資料2の千葉市防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会検討報告書、次に資料3の千葉市防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会設置要綱、次に資料4の千葉市地域防災計画修正案として共通編と災害応急対策編、次に資料5の千葉市地域防災計画新旧対照表、次に資料6の千葉市防災会議条例と千葉市防災会議運営要綱の以上10点でございます。

不足等ございませんでしょうか。よろしければ議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、運営要綱第3条第1項の規定により会長が議長を務めさせていただきます。

熊谷市長よろしくお願いいたします。

**○議長（熊谷市長）** それでは、規定に従いまして、議長を務めさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。早速でございますが、議事に入らせていただきます。

はじめに、報告事項の「千葉市防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会からの報告について」部会長の山下委員からご報告をたまわりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○山下委員（山下部会長） ただいま、ご紹介いただきました、私は当部会の部会長を務めさせていただきます淑徳大学の山下でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お時間をいただきましたので、「男女共同参画の視点を取り入れる部会」において、これまで検討してきた内容をご報告させていただきます。

まず、当部会ですけれども、これまで災害時の課題として指摘されていた、女性への配慮あるいは男女共同参画の視点からの防災対策について検討を行うために、平成25年9月本防災会議の専門部会として、千葉市防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会設置要綱に基づいて、9名の委員により新たに設置された部会でございます。

主な活動といたしましては、平成25年11月に第1回目の部会を開催し、これまでに4回の部会を開催して参りました。この度のご報告は、その検討内容を報告書としてとりまとめたものでございます。

では、部会の検討項目についてご説明いたします。

当部会では、男女共同参画の視点を防災に取り入れるにあたって、地域防災計画の策定方針など、特に重要な項目としてご覧の4つの項目について、検討を行って参りました。

それでは、具体的に各項目についてご報告いたします。

まず、はじめに千葉市の防災対策の基本となります「地域防災計画の策定方針」について検討を行いました。

1つ目の「防災に係る政策・方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れること」につきましては、過去の災害では、応急、復旧・復興の各場面において、女性の意見が反映されてこなかったことを踏まえ、基本的な考え方として明記することを示したものです。

2つ目の「男女共同参画だけでなく、災害時要配慮者など多様な視点を取り入れること」につきましては、男女という視点だけではなく、地域における生活者の多様な視点を反映し、きめ細やかな体制づくりが必要であることを示したものです。

3つ目と4つ目は、市民の方の多くは、男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が十分に認知されていないこと、また、計画には専門的な表現や抽象的な表現が多く、市民にとって必ずしも理解しやすく、わかりやすい言葉にはなっていないことを踏まえ、読む側の立場に立った表現の必要性を示したものです。

次に、「自主防災組織の育成（防災ライセンス制度）」についてです。

1つ目は、「女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、女性の参画を推進すること」についてです。自主防災組織は地域防災の中心となるものでありますが、現状では女性の割合が少ないなど、まずは参画しやすい環境づくりが必要だとして、養成講座の日程の見直しや女性枠の設定、また、外国人の女性リーダーの育成などの必要性を示したものでございます。

2つ目の「「防災ライセンス制度」について、地域防災力の向上に繋がるものにする事」につきましては、市では今年度から防災ライセンス制度をはじめられておりますが、この制度をいかに実際の地域防災力の向上に結びつけていくことができるかが重要であって、今後の取り組みへの期待を示したものであります。

次に、「避難所の開設・運営」についてです。

災害時の避難所生活というのは、授乳や女性の着替え場所がなかったり、衛生用品などの生活必需品が不足あるいは届かない、また、女性に対する暴力を防ぐための措置など、女性への配慮に欠けている状況が見受けられました。

そのため、「避難所の開設・運営について、男女共同参画の視点を取り入れられるよう、当初から女性を参画させること」として、避難所運営会議などにはじめから女性を参加させることや正副班長を男女混合とするなどの意見を反映させたものとなります。

また、「避難所の開設・運営について、男女共同参画だけでなく、災害時要配慮者など多様な視点も取り入れること」については、避難所の開設当初から女性、乳幼児、要配慮者の専用スペースを設けることや外国人に正しく情報を伝達する必要性を示したものとなります。

3つ目の「避難所開設・運営の手引きについて、男女共同参画など多様な視点を取り入れるとともに、市民にとって分かりやすい内容に修正すること」についてですが、女性の参画が更に進むよう、また、要配慮者へのきめ細やかな配慮が必要なことを多くの方々に理解していただけるよう、更に充実した手引きやマニュアルの作成をお願いするものであります。

最後になりますが、「物資の備蓄・供給」についてです。

1つ目は、「水・乳幼児用品（特にアレルギー対応の粉ミルク、ベビーフード）について、あらかじめ一定度を備蓄すること」についてですが、このことは、既に市でもある程度の備蓄をいただいているところですが、配慮が必要なものについては、より一層の備蓄の増強をお願いしたいことを踏まえたものであります。

2つ目の「行政が行う公助としての備蓄も必要ではあるが、その前の自助が重要であるため、市民に対して備蓄に関する啓発を行うこと」についてですが、こちらは1つ目で申しあげた備蓄品につきましては、やはり公助には限界があるため、各自での備蓄が重要であることを踏まえたものであります。

以上、簡単ではございますが、検討報告書の概要となります。

続きまして、今後の当部会ですが、市では、これまで部会で検討してきた内容を踏まえて、避難所開設・運営の手引きの修正や備蓄品の増強など、順次見直し可能な項目から対応をいただいているところではありますが、当部会としても、その後のフォローアップを引き続き実施していきたいと考えております。

そのため、来年度以降も部会を継続し、市の防災対策を推進していきたいと考えておりますので、引き続き皆様方のご協力をよろしくお願いいたしたいと考えております。

部会からの報告は以上でございます。

○議長（熊谷市長） 山下部会長、ありがとうございました。

いただきましたご意見を踏まえて、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、次に議題の「千葉市地域防災計画の修正について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（那須危機管理課長） それでは続きまして、議題の「千葉市地域防災計画の修正

について」ご説明させていただきます。

私は、千葉市危機管理課長的那須と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず本市の地域防災計画の構成について、向かって画面左側になりますが、上から1つ目は災害の予防と復旧対策をまとめました「共通編」、2つ目は災害発生直後の市民・地域等の応急活動をまとめました「災害応急対策編」、3つ目は関連する参考資料をまとめました「資料編」となり、大きく分けまして3編から構成されています。

次に、地域防災計画の変遷についてですけれども、本市の地域防災計画は昭和36年に制定された災害対策基本法に基づき、昭和38年10月に策定をいたしました。

その後、適宜修正を行い近年で申しあげますと、平成25年4月に東日本大震災の課題を踏まえた修正を行い、また、昨年3月には災害対策基本法の一部改正を踏まえた修正を行っております。

次に、今回の修正についてですが、昨年4月に内閣府から公表された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づく、本市の判断基準の見直しと、昨年2月に発生いたしました大雪被害を踏まえました雪害対策、そして富士山が噴火した場合の被害想定に基づく、火山災害対策を中心に修正作業を進めてまいりました。

なお、修正作業にあたりましては、事前に防災会議の幹事の方々へ、計画修正に対する意見照会をさせていただき、そのご意見を踏まえた修正案となっております。

それでは、各項目ごとにご説明させていただきます。

はじめに、「避難勧告等の判断基準の見直し」でございます。

東日本大震災をはじめとする近年の災害の教訓等を踏まえ、昨年4月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が改定されました。このガイドラインは、避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつ分かりやすい指標で示したものです。本市においても本ガイドラインの設定例を参考に、「土砂災害」・「津波」・「水害」・「高潮」に係る判断基準を可能な限り定量的かつ分かりやすいものとし、計画に反映したところでございます。

それでは、災害の種別ごとに説明させていただきます。

はじめに、「土砂災害」についてです。

まず、この表の見方ですけれども、上段が見直し前、下段が見直し後の判断基準となっております。見直し後の判断基準につきましては、主な基準を抜粋したものとなっております。土砂災害は、降雨条件だけでなく地形・地質等様々な要因が関係し、発生場所や時刻の詳細を予測することが難しく、また、生命の危険を脅かすことが多い災害であることを踏まえまして、土砂災害の危険度が高まったとして発表される「土砂災害警戒情報」を避難勧告の定量的判断とすることといたしました。

なお、暫定運用といたしまして、昨年10月6日の台風18号の際には、市に土砂災害警戒情報が発表されたことから、土砂災害警戒区域等にお住まいの方々に対しまして、避難勧告を発令したところでございます。

次に、「津波」についてです。

津波につきましては、危険地域からの一刻も早い避難が必要なことを踏まえまして、「大津波警報・津波警報・津波注意報」が発表された場合には、避難勧告ではなくはじめてから避難指示を発令することといたしました。

次に、「水害」についてです。

国のガイドラインで示された水位周知河川など、比較的大きな河川といたしまして、本市では「都川」と「村田川」がございます。これまで、本市の水防計画で示していた水位基準を、地域防災計画上で明確に示すとともに、これまで氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがある場合には、避難勧告又は避難指示を発令することとしておりましたが、氾濫危険水位に到達した時点で避難勧告を発令し、越水・溢水のおそれのある場合には避難指示を発令することといたしました。

また、「都川」、「村田川」以外の河川等につきましても、別に定める避難判断水位等に達した場合など、必要に応じて避難勧告等を発令することとしております。

最後に、「高潮」についてです。

高潮につきましましては、定量的な判断基準として、高潮の危険が迫る「高潮警報・高潮特別警報」が発表された場合を避難勧告の発令基準として追加することとし、千葉港の潮位が5.0mを超えた場合に避難指示を発令することといたしました。

避難勧告等の判断基準の見直しについては以上でございます。

続きまして、「雪害対策の見直し」についてご説明いたします。

平成26年2月に発生しました大雪では、千葉市でも昭和41年以降の観測史上、最大となる33cmの積雪を観測いたしました。この大雪により、市の配備体制や帰宅困難者対策、放置車両対策などに新たな課題も生じたことから、現行の計画内容を見直し、想定災害の設定や配備体制の基準を明確化するなど、雪害対策を体系的に整備し、充実・強化を図ることといたしました。

現行の雪害対策では、道路の除雪と砂・凍結防止剤の散布を一般社団法人千葉市建設業協会との連携により実施するほか、街路樹の剪定や支柱の手入れなどを中心とした記述となっておりますが、今回新たに想定する災害を昨年2月の大雪と同規模に設定するとともに、転倒による人的被害や道路交通の不通、帰宅困難者の発生などを想定される被害として位置付けております。

次に、主な修正内容でございます。

はじめに、「応急活動体制」についてです。

大雪時に適切な応急対策が速やかに行えるよう、大雪注意報の発表により注意配備体制を取るとともに、大雪警報・暴風雪警報の発表により警戒配備体制を取ることといたしました。さらに、特別警報が発表された場合は、災害対策本部を設置し第1配備体制を取ることといたしました。

次に、「道路の除雪」についてです。

各道路管理者の対策として、効率的な除雪を行うため優先除雪路線の検討や除雪用資機材の備蓄、除雪委託業者との連絡体制、各道路管理者の放置車両処理体制の整備・実施を追加いたしました。

次に、「公共交通機関の対策」についてです。

各公共交通機関の予防及び応急対策として、除雪体制の整備、除雪用資機材の備蓄、連絡体制の整備、帰宅困難者への対応を追加いたしました。

次に、「帰宅困難者対策」についてです。

昨年大雪を踏まえ、各関係機関との情報連絡体制の整備、一時滞在施設への案内・誘

導体制の整備、一時滞在施設の開設・運営など大雪時の帰宅困難者対策について追加いたしました。

最後に、「市民による取組み」についてです。

大雪時の市民の自助と共助として、宅地・建物及び私道の除雪について、各管理者が行うことを追加するとともに、大雪時に市では幹線道路の除雪作業を優先的に進めることから、生活道路の除雪までには追いつかない状況であるため、市民生活に身近な生活道路につきましては、市民の皆様による除雪活動が必要なものとして、追加したところでございます。

雪害対策の見直しについては以上でございます。

続きまして、「火山災害対策の追加」についてご説明いたします。

本市域は、富士山・箱根山・伊豆大島など周辺の活火山から距離が離れていることから、噴火が発生したとしても、溶岩流や火砕流、噴石による影響はないとされておりますが、富士山で大規模な噴火が発生した場合には、火山灰による被害や影響が予想されているため、具体的な火山災害対策を地域防災計画に位置付け、火山災害に備えようとするものでございます。

はじめに、富士山が噴火した場合の被害についてですが、こちらの図は平成16年度に内閣府の富士山ハザードマップ検討委員会が公表した「富士山降灰可能性マップ」でございします。これは1707年に発生した宝永噴火と同規模の噴火が発生した場合、降灰範囲と堆積深の想定が示されているもので、図の右側部分が千葉県、そして千葉市域がございしますが、富士山から見ますと2cmから10cmの降灰が予想される範囲に位置している状況でございします。

なお、宝永噴火では、本市域でも4cmから8cmの降灰があったとされております。

こうしたことを踏まえまして、今回、新たに地域防災計画上に想定する災害といたしまして、宝永噴火と同規模を想定することとし、降灰の範囲は市内全域、その堆積深は先ほど図でご説明いたしました2cmから10cm、期間は16日間といたしました。想定される被害といたしましては、火山灰の影響により呼吸器や目にかかる健康被害、道路交通や公共交通機関の停止、ライフラインの被害、帰宅困難者の発生などを想定しております。

主な記述内容ですが、はじめに「応急活動体制」についてです。

火山噴火時に適切な応急対策が速やかにとれるよう、富士山の噴火警戒レベルに応じて活動体制を取ることといたしました。入山規制となる噴火警戒レベル3の発表により災害警戒本部を設置し、注意配備体制を取ります。火山周辺の方々が避難準備を行う噴火警戒レベル4の発表により警戒配備体制を取り、火山周辺の方々が避難を実施する噴火警戒レベル5の発表により災害対策本部を設置し、第1配備体制を取ることといたしました。

次に、「公共交通機関の対策」についてです。

各公共交通機関の予防及び応急対策として、除灰体制の整備、除灰用資機材の備蓄、連絡体制の整備を記述したところでございます。

次に、「道路・河川等の除灰」についてです。

各道路管理者の対策として、効率的な除灰を行うため優先除灰路線の検討や業者委託の検討、路線の交通量などを踏まえた道路の除灰、また、河川等に堆積した火山灰の処理の実施について、記述したところでございます。

次に、「ライフラインの対策」についてです。

各ライフライン機関の予防及び応急対策として、除灰体制の整備、除灰用資機材の備蓄、応急復旧対策について記述したところでございます。

最後に、「火山灰の収集及び処分」についてです。

火山灰の収集につきましては、一般家庭の宅地に降った火山灰の除去、そして一時的な集積場所として、(仮称)降灰集積ステーションの設置や事業所等に降った火山灰の処理、火山灰の仮置き場の検討について、記述をしたところでございます。

なお、降灰が広範囲に及び多量の場合には、市単独による対応は難しく、広域的な火山灰の処分について、国・県との協議や海洋投棄の働きかけを行うこととして、記述をしたところでございます。

火山災害対策につきましては以上でございます。

続きまして、「その他所要の修正」についてでございます。

計画全体を通しての修正といたしまして、防災関係機関の防災業務計画変更等に伴う修正、統計数値等の情報の時点修正、法律・制度等に伴う修正を行っております。

その他所要の修正については以上でございます。

最後、今後の計画修正のスケジュールについてでございますが、本日の市防災会議におきまして、ご審議いただいた後、2月2日から3月2日までの間、パブリックコメント手続を実施いたしまして、市民の皆様からのご意見を踏まえたうえで、計画を最終的に決定し、公表させていただきたいと考えております。

千葉市地域防災計画の修正に関する説明は以上でございます。

○議長（熊谷市長） それでは、報告事項及び議題につきまして、何かございましたら、ご発言をお願いします。いかがでしょうか。

→委員の発言なし

○議長（熊谷市長） よろしいでしょうか。

特にご意見、ご質問等がないようですので、議題について原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

→委員了承

○議長（熊谷市長） ありがとうございます。

それでは、議題の「千葉市地域防災計画の修正について」は、原案のとおり決定するものといたします。

今後は、先ほど事務局から説明いたしましたとおり、2月2日から3月2日まで、パブリックコメント手続を実施いたしまして、市民の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

なお、パブリックコメント手続の結果につきましては、委員の皆様方に文書でお示しをさせていただき、その時点で千葉市地域防災計画の決定日とさせていただきます。

ただし、パブリックコメント手続のご意見の中で、皆様方にご審議いただかなければならない内容が出された場合には、3月の下旬頃に、もう一度防災会議を開催し、ご審議を



いただきますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。  
→委員了承

○議長（熊谷市長） ありがとうございます。  
その他、事務局から報告事項等がありましたらお願いします。

○事務局（那須危機管理課長） 特にございません。

○議長（熊谷市長） 以上で、本日予定しておりました議事につきましては終了となりますが、委員の皆様方にはお集まりいただいた折角の機会でもございますので、何かご発言がありましたら、お願いいたします。  
→委員特になし

○議長（熊谷市長） 以上で、千葉市防災会議の議事進行を終了させていただきます。今後ともまだまだ不断の見直しを進めていく予定でございますので、適宜、ご意見をいただければと思います。皆様方には、円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。それでは、進行を事務局へ返します。

○事務局（石川危機管理監） 皆様方には、大変お忙しい中、ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。今後も、国や千葉県の動向等を踏まえながら、本市の地域防災計画の修正をさらに進めてまいりますので、ご意見・ご指導の程よろしくお願いいたします。  
以上を持ちまして、千葉市防災会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(別表)

## 千葉市防災会議（平成27年1月20日）出席者名簿

会長 千葉市長 熊谷 俊人

(敬称略)

No	条例第3条第5項 の区分	機 関 名	職 名	氏 名	備 考
1	【指定地方行政機関 の職員】	関東財務局千葉財務事務所	所長	江原 正	
2		関東農政局千葉地域センター		(欠 席)	
3		関東運輸局千葉運輸支局	首席運輸企画専門官	加藤 敬成	(代理出席)
4		第三管区海上保安本部 千葉海上保安部	千葉海上保安部長	花井 一浩	
5		銚子地方気象台	次長	河口 保	
6		関東地方整備局 千葉国道事務所	防災情報課長	伊藤 文勝	(代理出席)
7		千葉労働基準監督署		(欠 席)	
8	【千葉県知事の部内 の職員】	千葉県防災危機管理部	次長	飯田 宏行	
9		千葉県千葉土木事務所	所長	木村 俊治	
10		千葉県千葉港湾事務所	次長	高谷 幸雄	(代理出席)
11		千葉県水道局千葉水道事務所	所長	下埜 義治	
12	【千葉県警察官】	千葉県警察	千葉市警察部長	司関 忠秀	
13			千葉中央警察署警備係長	若梅 一夫	(代理出席)
14			千葉東警察署警備課長	落谷 貴	(代理出席)
15			千葉西警察署警備課長	桑折 勇人	(代理出席)
16			千葉南警察署警備課長	鈴木 良人	(代理出席)
17			千葉北警察署警備課長	安田 謙二	(代理出席)
18	【市長の部内の職 員】	千葉市	副市長	藤代 謙二	
19			副市長	鈴木 達也	
20			総務局長	志村 隆	
21			総合政策局総合政策部長	稲生 勝義	(代理出席)
22			財政局長	穴倉 輝雄	
23			市民局市民自治推進部長	原 誠司	(代理出席)
24			保健福祉局次長	岡部 史哉	(代理出席)
25			こども未来局長	石井 忍	
26			環境局長	黒川 治喜	
27			経済農政局長	神谷 俊一	
28			都市局長	河野 俊郎	
29			建設局長	中台 公明	
30			水道局長	高橋 澄夫	
31			病院事業管理者	齋藤 康	
32			会計管理者	宇留間 正	
33			中央区長	大曾根 裕	

No	条例第3条第5項 の区分	機 関 名	職 名	氏 名	備 考	
34	【市長の部内の職員】	千葉市	花見川区長	山田 啓志		
35			稲毛区長	橋 高俊		
36			若葉区長	鎗田 睦		
37			緑区長	大野 恵助		
38			美浜区長	白井 和夫		
39	【教育長】	千葉市教育委員会	教育長	志村 修		
40	【消防長及び消防団長】	千葉市消防局	局長	和田 雅己		
41		千葉市消防団	団長	白井 正己		
42	【指定公共機関】 【指定地方公共機関】	日本郵便株式会社千葉中央郵便局	課長	神田 紀行	(代理出席)	
43		東日本旅客鉄道株式会社	千葉地区指導センター所長	内田 好美		
44		東日本電信電話株式会社	N T T 東日本-南関東 千葉事業部 千葉災害対策室長	小澤 一	(代理出席)	
45		日本赤十字社千葉県支部	事業部長(兼)救護福祉課長	関口 忍	(代理出席)	
46		日本放送協会千葉放送局	放送部長	久保 宏	(代理出席)	
47		日本通運株式会社千葉中央支店	支店長	佐相 道正		
48		東京電力株式会社千葉支社	支社長	岡村 毅		
49		東京ガス株式会社千葉支社	支社長	東郷 康次郎		
50		千葉ガス株式会社	技術部長	近藤 晃生		
51		大多喜ガス株式会社供給部千葉事業所	リーダー	市川 雅之	(代理出席)	
52		東日本高速道路株式会社関東支社千葉管理事務所	工務担当課長	岸 隆	(代理出席)	
53		京成電鉄株式会社	京成千葉駅長	内藤 孝行		
54		千葉都市モノレール株式会社	次長	山口 晋司	(代理出席)	
55		一般社団法人千葉県トラック協会	専務理事	西川 茂雄		
56		一般社団法人千葉県バス協会	事務局長	青塚 栄二	(代理出席)	
57		千葉テレビ放送株式会社	報道情報局長	(欠 席)		
58		株式会社ベイエフエム	技師長	上埜 嘉雄		
59		一般社団法人千葉県LPガス協会	事務局長	藤森 和弘	(代理出席)	
60		【自主防災組織構成者・学識経験者】	自主防災組織 宮園防災会	代表	種池 賀子	
61			国立大学法人千葉大学 大学院工学研究科	教授	中井 正一	
62	淑徳大学 総合福祉学部		准教授	山下 興一郎		
63	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会		副会長	(欠 席)		
64	災害救援ボランティア推進委員会千葉市SLネットワーク		代表	深味 肇		
65	【市長が必要と認めるもの】	公益社団法人千葉市医師会		(欠 席)		
66		陸上自衛隊高射学校	監理班長	住永 忠士	(代理出席)	
67		千葉市町内自治会連絡協議会	会長	小川 善之		
68		千葉商工会議所	常務理事	北山 洋一		

No	条例第3条第5項 の区分	機 関 名	職 名	氏 名	備 考
69	【市長が必要と認めるもの】	一般社団法人千葉市歯科医師会		(欠 席)	
70		一般社団法人千葉市薬剤師会		(欠 席)	
71		一般社団法人千葉市建設業協会		(欠 席)	
72		千葉市女性団体連絡会	会長	杉本 明行	
73		公益社団法人千葉県看護協会		(欠 席)	